

新型コロナウイルス感染患者等に対応する看護職員に関する意見書（案）

新型コロナウイルスの感染が拡大する中、看護職員は、感染患者や感染が疑われる患者と最も近いところで医療に従事し、自らが感染する、あるいは感染の媒介者になるかもしれない不安と戦いながら職務を遂行している。

こうした看護職員の労苦を軽減するため、そして医療崩壊を招かないためにも看護職員へのきめ細やかな支援が必要である。

国においては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（仮称）を創設し、感染拡大の防止と医療提供体制を整備するため、地方公共団体が、地域の実情に応じて必要な事業を実施できるよう支援するとされているところであるが、新型コロナウイルスへの対応は、長期化することも懸念される。

については、地方公共団体が下記の支援を行うための十分な財政措置を講じられるよう強く要望する。

さらに、下記の危険手当等が、各医療機関において制度化され確実かつ速やかに看護職員に支給されるよう指導するとともに、宿泊支援については、全国で一律に実施されるよう特段の措置を講じられることを要望する。

記

- 1 新型コロナウイルス感染患者、あるいは感染した疑いのある患者に対応する看護職員、及びその補助を行う看護職員に対し、人員配置への配慮や危険手当等を支給する医療機関を支援すること。
- 2 帰宅せずにホテル等に宿泊する上記1の看護職員の宿泊費用を支援すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年4月23日

様

和歌山県議会議長 岸本 健

（提出者）

藤山 将材

長坂 隆司

奥村 規子
多田 純一

(意見書提出先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

厚生労働大臣

内閣官房長官